第七百三条の四第十四項中「前項の表の上欄」を「前項各号」に、「被保険者である世帯主」を「当該納税義務者」に改め、同条第十五項中「第十三項」を「第十三項各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、次項本文、第十七項及び第十八項の規定に基づき前項の後期高齢者支援金等課税額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等課税額が第十九項の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等課税額の限度額（次項ただし書において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

16　第七百三条の四第十六項を次のように改める。

第十四項の資産割額は、第十三項第一号の資産割総額を固定資産税額等に按分して算定する。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第十四項、前項本文、この項本文、次項及び第十八項の規定に基づき第十四項の後期高齢者支援金等課税額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等課税額が後期高齢者支援金等課税限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

第七百三条の四第十七項中「第十三項」を「第十三項各号」に改め、同条第十八項第一号中「第十三項」を「第十三項第一号及び第二号」に改め、同条第二十項及び第二十一項を次のように改める。

20　国民健康保険税の標準介護納付金課税総額（次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第二十二項において「標準介護納付金課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ。）の額

二　当該年度における次に掲げる額の合算額

イ　国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ　その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（国民健康保険法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三　当該年度における第七百十七条の規定による介護納付金課税額の減免の額の総額

21　標準介護納付金課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一　所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二　所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三　所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

第七百三条の四第二十二項中「前項の表の上欄」を「前項各号」に、「国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主及びその」を「である納税義務者及び納税義務者の」に改め、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十一項各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における介護納付金課税被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、第二十五項及び第二十六項の規定に基づき前項の介護納付金課税額を算定するものとしたならば、当該介護納付金課税額が第二十七項の規定に基づき定められる当該介護納付金課税額の限度額（次項ただし書において「介護納付金課税限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

第七百三条の四第二十四項中「第二十一項」を「第二十一項第一号」に、「固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額」を「固定資産税額等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村における介護納付金課税被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第二十二項、前項本文、この項本文、次項及び第二十六項の規定に基づき第二十二項の介護納付金課税額を算定するものとしたならば、当該介護納付金課税額が介護納付金課税限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

第七百三条の四第二十五項中「第二十一項」を「第二十一項各号」に改め、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十一項第一号及び第二号」に改め、同条第二十八項中「国民健康保険の被保険者である」を「被保険者である」に、「国民健康保険の被保険者が」を「被保険者が」に、「においては」を「には」に、「において」を「における」に、「及び第十四項」を「、第十四項及び第二十二項」に、「これらの規定中「被保険者である世帯主」を「第五項及び第十四項中「」に、「その世帯に属する被保険者」を「の世帯に属する被保険者」に改め、「の規定の適用については、同項」及び「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削り、「世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「当該納税義務者及び納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「その」を「納税義務者及び納税義務者の」に改める。

第七百三条の五中「である世帯主」及び「国民健康保険の」を削り、「同様とする」を「同じ」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改める。

第七百三条の五の二第一項中「である世帯主」及び「国民健康保険の」を削り、「第七百三条の四及び」を「第七百三条の四第六項及び」に、「第七百三条の四第六項」を「同項」に、「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に、「前条中」を「同条中」に改め、同条第二項中「国民健康保険の」を削る。

第七百六条第一項中「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「国民健康保険の」を削り、「場合においては」を「場合には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第七百十八条の五第一項中「国民健康保険の」を削り、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七百四十六条を次のように改める。

第七百四十六条　削除

第七百四十七条中「、指定日前における前条第二項及び第三項の規定により道府県知事等がした行為は第四百三十八条及び第四百四十条の規定により当該市の長等がした行為と」を削る。

附則第三条の三第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第四条第七項第一号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第十三項第一号中「第二百九十二条第一項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。